

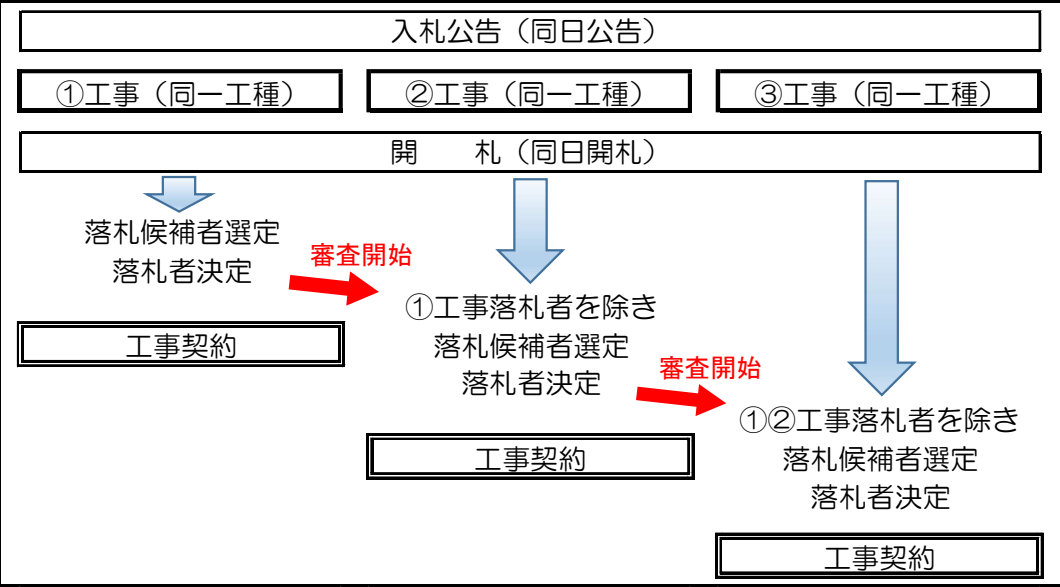
一抜け入札方式の試行要領の制定について

—— 建設工事及び建設関連業務 ——

■一抜け入札方式の試行要領の制定

一抜け入札方式とは・・・（参考例）

工事等の開札順番を予定価格が高い案件順に定め、**上位の工事等の落札候補者となった者の次以降の入札書が無効**とし、落札候補者を決定する方式。



開札順（予定価格が高いもの）

入札参加者	①工事	②工事	③工事
	評価点順位	評価点順位	評価点順位
A会社	3 位	1 位（落札決定）	無効
B会社	2 位	2 位	1 位（落札決定）
C会社	1 位（落札決定）	無効	無効
D会社	4 位	3 位	2 位

実施都道府県

【都道府県】 一抜け入札方式の採用は、31都道府県（北海道、岩手、秋田、福島他）

- 【導入目的】
- 建設投資額、工事件数が減少している。
 - 複数の同規模の類似工事において、同一企業が複数受注する事例が発生している。
 - 建設産業の受注機会の確保を図る。
 - 総合評価落札方式における評価点の効率化、事務負担軽減

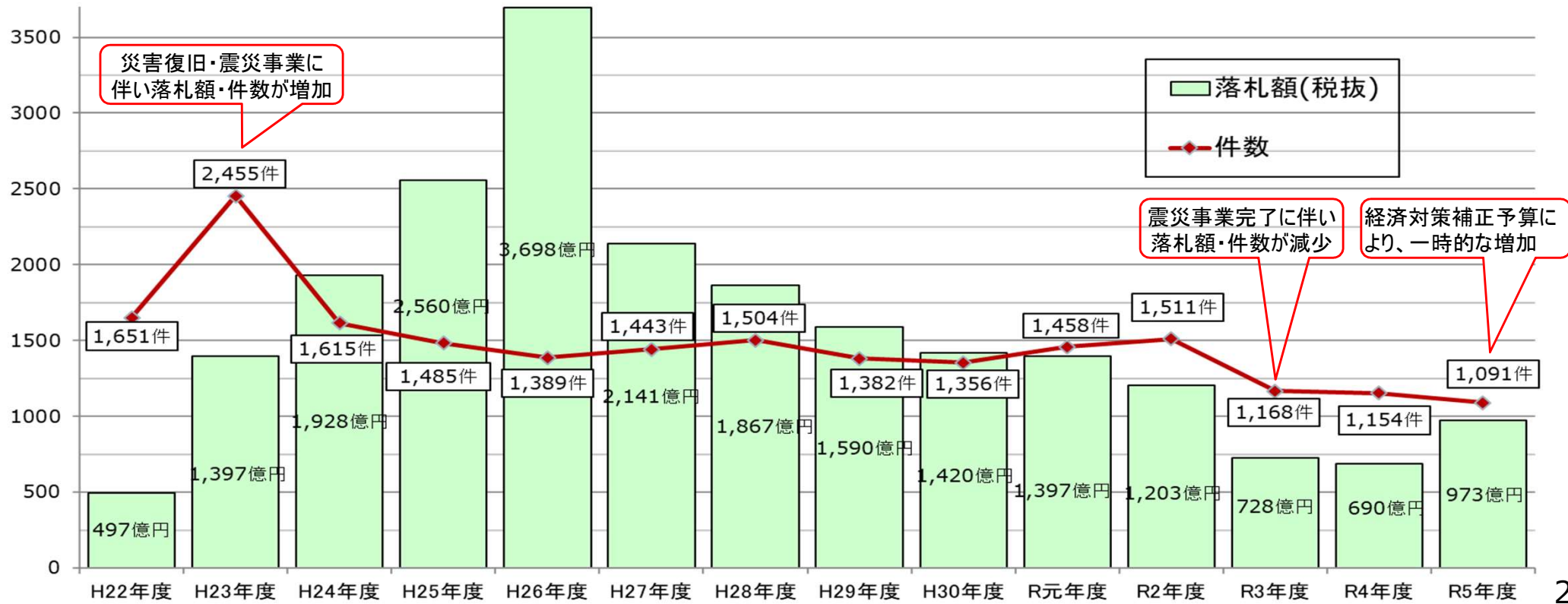
一抜け入札方式の試行要領の制定

宮城県での状況

- 東日本大震災の復興事業の完了となった令和3年度以降、**建設投資額、工事件数が減少**している。（図1）
- 総合評価落札方式では、価格点以外の評価点配分が高いため、複数の同規模の類似工事において、**同一企業が複数受注する事例が発生**している。
- 建設産業は、社会資本整備・維持管理の担い手であり、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、持続的に維持・発展していくことが求められている。
- 他都道府県の状況を鑑み、**更なる受注機会を図るため、一抜け方式を試行導入**するもの。

図 1

建設工事（一般＋指名＋随契）の落札額・件数の推移



■一抜け入札方式の試行要領の制定

期待できる効果

- 受注機会を確保することにより、「地域の守り手」となる多くの地元企業の受注機会の拡大し、安定した経営と企業育成を支援する。
- 企業の持つ技術力の維持・継承が図られ、技術者の育成や工事等の品質確保が望める。
- 不測の事態による工事遅延のリスク分散や、過大受注による品質低下防止につながる。
- 各企業が一つの案件しか落札できないため、単一企業へ集中することを防ぎ、公平な競争環境が確保される。

対象とする工事等の条件

選定条件

- 同一の発注機関により発注される案件。
- 同一日に入札公告を行い、かつ同一日に開札する案件。
- 発注業種または発注業務が同一の案件。
(業種：土木一式・建築・舗装等、業務：測量、建設コンサルタント等)
- 発注等級が同一の案件。
- 入札参加資格要件が同一の案件。
- 総合評価落札方式においては、型式が同一の案件。

適用年月日・要領等

- 1 適用年月日：令和7年4月1日以降に入札公告を行う案件
- 2 要領・Q A：契約課ホームページに記載 (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk20.html>)